

協議事項(1) 国民健康保険財政運営の見直しについて

1. 見直しの理由

令和4年度から国保税率(所得割率7.9%→7.4%)を改正し、国民健康保険財政調整基金を活用しながら安定した財政運営を目指す。栃木県国民健康保険財政安定化基金が投入されたことにより、令和4年度栃木県国民健康保険事業費納付金の大幅な減額措置が講じられたため、令和4年度以降、決算剰余金が大幅に増額し、国民健康保険財政調整基金が取崩せなくなったことから、税率等の見直しを行います。

国保税率等の見直しに当たっては、被保険者の税負担を軽減する一方、経済的負担能力に応じた応分負担を求めることで、将来に渡り、公平で安定した財政運営を目指していきます。

2. 改正の内容

	所得割率	賦課 限度額	令和5年度 調定額	限度額超過 世帯数	賦課限度額超 過世帯割合
改正案	6.4%	102万円	2,563,213千円	288	1.83%
現行	7.4%	99万円	2,710,562千円	343	2.18%

R4.11.1時点の資格基準情報により試算

【所得割率(医療給付費分)】

市町村標準保険料率^{*}(所得割率)6.42%に準じる。

^{*}国が推進する保険税水準の統一化(県単位で市町村の事務の効率化・広域化を図る)に向け、その目安として県が算出するもの。

【賦課限度額】

当市の限度額超過世帯割合(2.18%)は、国が示す目安割合(1.50%)より高く、中間所得層が負担する割合が高い傾向にある。保険税負担の公平性を図る観点から、負担能力に応じた公平な負担となるよう、政令に定める限度額(102万円)とする。

【施行期日】 令和5(2023)年4月1日

3. 改正税率による国民健康保険財政運営の今後の見通し

令和4・5年度の県国保財政安定化基金の投入により、県国保事業費納付金が減額し、令和6年度までは決算剰余金が発生するが、令和7年度以降は、国保財政調整基金を活用し、令和10年度には基金残額が21億円となる見込みです。

ただし、令和6年度以降も県国保財政安定化基金が毎年投入された場合には、実際の基金残額は25億円程度になると考えられ、当面は国保税制調整基金を活用し、安定した財政運営を維持できる見込みです。